

令和 6 年 3 月 2 1 日

第 1 回 廿日市市議会追加議案説明書(その 2)
(第 1 回 定例会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会追加議案説明書（その 2）目次

議案第 49 号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 50 号	廿日市市教育委員会教育長の任命の同意について	3

(議案第 4 9 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和 6 年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和 5 年において生じた損失の金額として、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 5 0 号)

廿日市市教育委員会教育長の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 生田徳廉教育長は、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任教育長を任命しようとするものである。

(2) 任命しようとする者

生 田 徳 廉 (再任)

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。